

平成14年3月19日

閣議決定

II 国民の期待に応える司法制度の構築

国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築するため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

第1 民事司法制度の改革

国民の期待に応える司法制度を構築するとの観点から、民事司法制度の改革については、まず、国民が司法を通じてより迅速、適切かつ実効的に権利・利益を実現することができるようにするため、民事裁判の充実・迅速化、知的財産権関係事件等の専門的知見を要する事件及び労働関係事件への対応強化、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実並びに民事執行制度の強化を図るための措置を講ずる。

次に、国民が司法制度をより容易に利用することができるようにするため、裁判所へのアクセスの拡充を図るための措置を講ずる。

また、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段（以下「ADR」という。）について、その拡充・活性化を図るための措置を講ずる。

さらに、司法の行政に対するチェック機能の強化を図るための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

3 知的財産権関係事件への総合的な対応強化

(1) 知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、以下の方策等を実施する。

ア IIの第1の1及び2のとおり、民事裁判の充実・迅速化に関する方策等について、必要な対応を行う。

イ 東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることとし、所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。（本部及び法務省）

ウ IIIの第3の6のとおり、弁理士の特許権等の侵害訴訟における代理権の付与及び能力担保のための研修について、必要な対応を行う。

エ IIIの第2及び第3の3のとおり、法曹の専門性の強化について、必要な対応を行う。

(2) 日本知的財産仲裁センターや特許庁（判定制度）等のADRを拡充・活性化するとともに、これと訴訟との連携を図ることとし、逐次、所要の措置を講ずる。（経済産業省及び関係府省）

検討会の開催について

平成13年12月17日

1 目的

司法制度改革に必要な法令等の立案等に関し、司法制度改革推進本部事務局と一体となって議論し、その成果を法令案等に反映させることを目的として、検討会を開催する。

2 検討会の名称等

検討会の名称及び主要な検討課題は別紙のとおりとする。

3 構成等

- (1) 検討会は、事務局長が開催する。
- (2) 座長は、メンバーの互選により選任する。
- (3) 座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。
- (4) 事務局長又は座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 庶務

検討会の庶務は、司法制度改革推進本部事務局において処理する。

別 紙

名 称	主要な検討課題
労働検討会	労働関係事件への総合的な対応強化
司法アクセス検討会	裁判所へのアクセスの拡充
ADR検討会	裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化
仲裁検討会	仲裁法制の整備
行政訴訟検討会	司法の行政に対するチェック機能の強化
裁判員制度・刑事検討会	刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化等
公的弁護制度検討会	公的刑事弁護制度の導入及び整備
国際化検討会	国際化への対応
法曹養成検討会	法曹養成制度の改革
法曹制度検討会	弁護士・検察官・裁判官制度の改革等